

○益田市自主防災組織設置等補助金交付要綱

平成23年3月31日

益田市告示第70号

(目的)

第1条 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条の2第2号に規定する自主防災組織の育成と充実を図るため、自治会等が設置する自主防災組織に対し、その設置又は防災活動の実施に係る経費の一部について予算の範囲内で益田市自主防災組織設置等補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、地域防災力の向上に資することを目的とする。

(補助対象事業者)

第2条 補助対象事業者は、自主防災組織を設置し、自主防災組織の規約、組織図及び計画を策定した自治会、町内会又は組等の団体とする。

(補助対象事業者)

第3条 補助対象経費は、自主防災組織の設置又は防災訓練若しくは防災の普及及び啓発活動（以下「防災訓練等」という。）に係る経費（飲食費を除く。）とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、1の自主防災組織当たりその設置に係る経費については3万円を、防災訓練等に係る経費については2万円を限度とする。ただし、防災訓練等に係る補助金の交付を受けた場合は、当該交付を受けた年度の翌年度から2年間は補助金の申請をすることができない。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、益田市補助金等交付規則（平成9年益田市規則第9号）の規定による。ただし、同規則第10条本文に規定する着手届及び完了届は、同条ただし書の規定により提出を要しないものとする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成23年4月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

(読み替え)

3 この告示の施行の際、現に自主防災組織を設置している団体については、第3条の規定中「自主防災組織の設置に係る経費」とあるのは、「平成23年度の自主防災組織の運営に係る経費」と読み替えて、適用する。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。